

愛知県立一宮興道高等学校いじめ防止基本方針（概要）

1 いじめの防止についての基本的な考え方について

(1) いじめについての基本的な認識

いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるものであるということを認識し、その防止等に努める。

(2) 学校のいじめに対する基本姿勢

教職員は日常的に生徒の行動の様子を把握したり、調査することにより、些細な兆候を見逃さないように努め、問題を一人で抱え込んでしまわないよう、全教職員で組織的に取り組んでいく。

(3) 育てたい生徒の力や教師の役割

教職員は、生徒の集団の一員としての自覚や自信を身につけさせ、生命の尊厳や勇氣・思いやりの心を育てることを基盤に、生徒が周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安全・安心に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業作りや集団作り・学校作りに取り組んでいく。

2 「いじめ防止対策組織」について

組織として対応するために、「いじめ・不登校対策委員会（特別支援教育委員会）」を設置する。

(1) 「いじめ・不登校対策委員会（特別支援教育委員会）」について

ア 委員会のメンバー

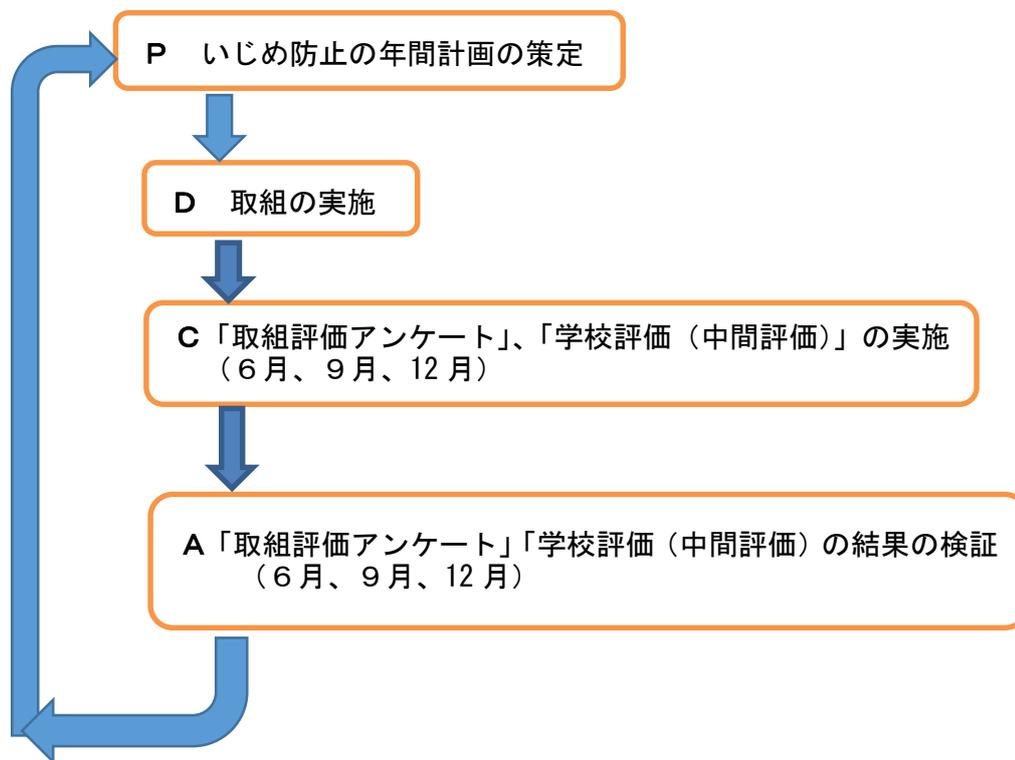
校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、保健主事、学年主任、養護教諭（必要に応じて、担任・部活動顧問やスクールカウンセラー等外部の専門家を加える。）

イ 指導・支援チーム

委員会が、事案に応じて、適切な教員等をメンバーとする指導・支援チームを決定し、実際の対応を行わせる。いじめの防止、早期発見、早期対応に当たっては、事案によって関係の深い教職員を追加したり、ネットいじめなどでは、インターネットに詳しい教員を加えたりするなど、適切なメンバーで対応できるよう柔軟にチームを組んで対応する。

(2) 「いじめ防止対策組織」の役割および機能

ア 取り組みの検証 (PDCA サイクル)



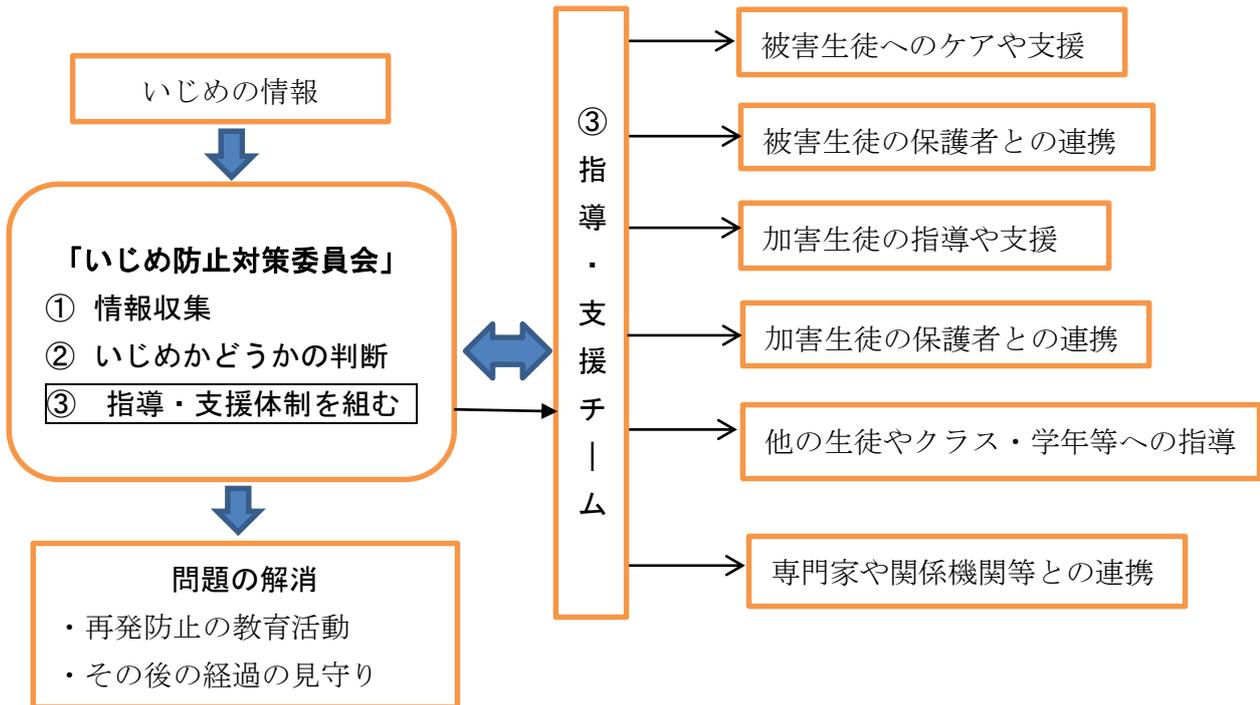
イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「いじめ防止基本方針」の周知と確認を行う。
- ・「いじめ・不登校対策委員会」で検討した内容を職員会議等で報告する。
- ・現職研修で、「いじめ・不登校」をテーマとした講話やケーススタディを実施する。

ウ 生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取

「学校いじめ防止基本方針」及び「学校評価」「学校関係者評価」結果を、学校経営案及び学校のホームページに掲載する。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）



- ・実際に対応するメンバー（指導・支援チーム）は、事案に応じて委員会が適切なメンバー編成をする。

オ 重大事態への対応

重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、文部科学省「重大事態対応フロー図（学校用）」に基づいて対応する。

学校が調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」が調査の母体となり事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。

3 いじめ防止等に関する具体的な取り組みについて

（1）いじめの未然防止の取組

- ア 現職研修を充実させ、全ての教職員がいじめに対する共通理解をもち、適切に対応できる力を養う。
- イ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実、体験活動・就業体験の推進を図る。
- ウ 体罰はもとより教職員の言動がいじめを助長することのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

（2）いじめの早期発見の取組

- ア 教職員は、生徒のささいな兆候から、いじめを積極的に認知するように努める。
- イ いじめを認知またはいじめの疑いがある場合は、速やかに「いじめ・不登校対策委員会」に報告をし、組織的に対応する。
- ウ 定期的な「いじめアンケート調査」（年3回）の実施や教育相談の充実を図る。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・不登校対策委員会」で組織的に対応する。
- イ 被害生徒を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ 加害生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラー（SC）や警察署等、専門家や関係機関等との連携のもとで取り組む。
- オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。また、日頃から情報モラル教育の充実を図る。